○許可の基準（個別基準）

１　自家広告物

自家広告物とは：自己の氏名、名称、店名、商標又は事業・営業の内容を表示するため、自己の住所、事業所、営業所、作業所に掲出するもの（条例第７条第２項第１号）

<table>
<tr><th>区　分</th><th>広告物の種類</th><th>許可地域</th><th>禁止地域</th></tr>
<tr><td rowspan="4">自　家
広告物</td><td>野立広告物</td><td>○表示面積：１個５０㎡以下
○高さ：１５ｍ以下</td><td rowspan="4">○表示面積
　１事業所等あたり合計５０㎡以下

○その他の基準
　広告物の種類に応じて、左欄の基準を満たすこと</td></tr>
<tr><td>屋上広告物</td><td>○個数：１つの建築物につき１個
（堅固な建築物に掲示する場合は個数制限なし）
○表示面積：２０㎡以下
（堅固な建築物に掲示する場合は面積制限なし）
○高さ：地表から広告物掲出箇所までの高さの２／３以下</td></tr>
<tr><td>壁面広告物</td><td>○表示面積（次の２つとも満たすこと）
・１個３０㎡以下
（堅固な建築物に掲示する場合は面積制限なし）
・同一壁面に掲出される表示面積の合計がその同一壁面面積の１／２以下</td></tr>
<tr><td>突出広告物</td><td>○個数：１壁面につき１個
（堅固な建築物に掲示する場合は個数制限なし）
○表示面積：１個２０㎡以下
（堅固な建築物に掲示する場合は面積制限なし）
○下端の高さ
　・歩道上にあっては地表から２．５ｍ以上
　・車道上にあっては地表から４．７ｍ以上
○道路上への出幅：１ｍ以下</td></tr>
<tr><td colspan="2">許可申請</td><td colspan="2">○許可申請が必要。ただし、１事業所等あたり合計１０㎡以下のものについては、許可申請不要</td></tr>
</table>

２　案内用広告物、道標等

案内用広告物とは：自己の住所、事業所、営業所又は作業所を知らせるため、その付近に掲出するもの（条例第７条第４項第２号）
道　標　等　と　は：道標、案内図板その他公衆の利便に供する広告物（条例第７条第４項第１号）

<table>
<tr><th rowspan="3">区　分</th><th rowspan="3">広告物の種類</th><th colspan="3">許可地域</th><th rowspan="3">禁止地域</th></tr>
<tr><th colspan="2">道路及び鉄道で市長が指定する区域（別表　　参照）</th><th rowspan="2">左の区域外</th></tr>
<tr><th>用途地域内</th><th>用途地域外</th></tr>
<tr><td rowspan="4">案内用広告物
道標等</td><td>野立広告物</td><td>○表示面積
１面２０㎡以下
合計４０㎡以下
○高さ
・広告塔：１５ｍ以下
・その他：１０ｍ以下</td><td>○表示面積
１面４㎡以下
合計８㎡以下
集合看板
１面２０㎡以下
合計４０㎡以下
○高さ：５ｍ以下</td><td>○表示面積
１面２０㎡以下
合計４０㎡以下
○高さ
・広告塔：１５ｍ以下
・その他：１０ｍ以下</td><td rowspan="4">○表示面積
１面２㎡以下
合計４㎡以下
集合看板
１面１０㎡以下
合計２０㎡以下
○高さ
野立広告物のみ５ｍ以下
○その他の基準
広告物の種類に応じて、左の基準を満たすこと</td></tr>
<tr><td>屋上広告物</td><td colspan="3">○個数：１の建築物につき１個
（堅固な建築物に掲示する場合は個数制限なし）
○表示面積：２０㎡以下
（堅固な建築物に掲示する場合は面積制限なし）
○高さ：地表から広告物掲出箇所までの高さの２／３以下</td></tr>
<tr><td>壁面広告物</td><td colspan="3">○表示面積（次の２つとも満たすこと）
・１個３０㎡以下
（堅固な建築物に掲示する場合は面積制限なし）
・同一壁面に掲出される表示面積の合計がその同一壁面面積の１／２以下</td></tr>
<tr><td>突出広告物</td><td colspan="3">○個数：１壁面につき１個
（堅固な建築物に掲示する場合は個数制限なし）
○表示面積：１個２０㎡以下
（堅固な建築物に掲示する場合は面積制限なし）
○下端の高さ
・歩道上にあっては地表から２．５ｍ以上
・車道上にあっては地表から４．７ｍ以上
○道路上への出幅：１ｍ以下</td></tr>
<tr><td colspan="2">許可申請</td><td colspan="4">○許可申請が必要。ただし、道標等は、２㎡以下のものについては、許可申請不要</td></tr>
</table>